

ララ物資のはなし

敗戦直後日本人への救援

奥 須磨子 所員／経済経営学部教授

——はじめに

小稿は、被占領期の日本にもたらされた、いわゆるララ物資について、旧厚生省がまとめたものを中心に近年の研究成果に学びつつ、整理を試みたものである。

この試みの直接的契機は、和光大学における共通教養科目「近代日本の戦争と軍隊」の講義準備であった。戦時体制下の生活に思いを巡らすうち、敗戦後の生活をも視野に取り込む必要を感じさせられた。それで、戦時下に破壊された人びとの生活がどのように再建されていったのかという問題に、何か具体的なものを手掛かりに取り組んでみたくなった。敗戦直後の生活状態に話がおよぶとき、ときどき人の口の端にのぼるのがララ物資、あるいはララ救援物資という言葉である。これを手掛かりにと考えたが、ララ物資の生活再建に果たした役割を論じるまでには、到底至っていない。

ただ、小稿に何らかの意味があるとすれば、町村レベルでのララ物資配分に関する史料を少しばかり紹介できたことであろう。

1——日本におけるララ

(1) ララとは

ララは、Licensed Agencies for Relief in Asia（アジア救援公認団体）の略称である。1946年4月、第二次世界大戦で困窮に陥ったアジア、特に「日本・朝鮮及び沖縄」⁽¹⁾

(1) 厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史（記述篇）』、財団法人厚生問題研究会、1988年、805頁。沖縄が日本と別に挙げられていることに留意したい。厚生省社会局編・刊『社会局50年』（1970年、313頁）の記述も同様である。また、1950年6月すなわちララの活動の継続中にまとめられた小冊子にも「『ララ』救援物資は支那、朝鮮、沖縄等にも贈られておりますが日本えは」云々とある（厚生省社会局編『ララ救援物資について』1950年、12頁）。沖縄に対する救援は別のプログラムで行なわれたものと推測できるかもしれないが、沖縄におけるララの活動について、筆者は現在のところ把握できていない。

の人びとの救済事業を行なうことを目的に、全米の各種宗教団体を中心とする海外事業運営篤志団アメリカ協議会（American Council of Voluntary Agencies for Foreign Service, Inc.）を親団体として結成された。

一般に、ララには、アメリカの民間における宗教団体・社会事業団体・その他労働団体など13団体が加盟したとされてきた。しかし、日本政府の記録には15団体名をあげたものもあるという。それら15団体とは、教会世界奉仕団（The Church World Service）、アメリカ・フレンズ奉仕団（The American Friends Service Committee）、カソリック戦時救済奉仕団（The Catholic War Relief Service）、ルーテル世界救済団（Lutheran World Relief）、メンノナイト中央委員会（Mennonite Central Committee）、カナダ教会会議（Canadian Council of Churches）、アメリカ労働総同盟（AFL）、産業別組合会議（CIO）、ブレthren奉仕委員会（Brethren Service Committee）、ユニテリアン奉仕委員会（Unitarian Service Committee）、クリスチャン・サイエンス奉仕委員会（Christian Science Service Committee）、アメリカ・ガール・スカウト（Girl Scouts of the United States）、救世軍（Salvation Army）、YMCA、YWCAである²⁾。つまり、これら諸団体構成員を中心にアメリカ・カナダ・メキシコ・ブラジル・アルゼンチンそしてハワイなど広範囲の人びとが救援物資として寄せた金品を、ララがとりまとめたのであった。なお、救援物資を寄せたなかに日系の人びとがいたことも明らかにされている。敗戦後の日本にララを通して贈られた救援物資の「二〇パーセントは、アメリカとカナダだけでなく、ブラジルやアルゼンチンなどに住む日系人が集めたものだといわれる」³⁾。

（2）ララの日本政府およびGHQとの関係

あくまでもアメリカのボランティア団体であるララが占領下の日本で有効な活動を行なうためには、それに適恰的な態勢作りがまず必要であった。1946年6月に来日したララ代表は日本政府とGHQとを相手に救援プログラムの運営についての交渉をすぐさま開始し、次のような合意をとりつけた。日本政府とのそれは、政府はララによる救援物資提供の申し出を受け入れること、ついで厚生省を主管省とするが、その諮問機関としてララ代表を加えた「ララ救援物資中央委員会」を設け、この委員会が自由に活動できるよう保証するというものである。一方、GHQとのそれは、GHQは救援物資の輸入を認めるが、ララ代表

（2）飯野正子『「ララ」——救援物資と北米の日系人』、レイン・リョウ・ヒラバヤシ他編、移民研究会訳『日系人とグローバリゼーション』人文書院、2006年、119—120頁。

（3）同前114頁。短文ではあるが、同じく飯野正子「ララ救援物資と日系人」、移民研究会編『戦争と日本人移民』東洋書林、1997年、324—326頁も参考になる。また、当時の新聞でも、日系人による救援物資寄贈について取り上げられている。たとえば、「祖国へ砂糖、醤油」（『読売新聞』1947年10月8日）・「伯国からお砂糖 母国を思う同胞が温い贈り物」（同前1947年11月30日）・「亜国から初のララ物資到着」（同前1948年1月4日）など。

は日本における行動に関してはGHQの管轄下に入り、その指令のみに従うというものである。

このような日本政府・GHQとの関係のなか、1946年8月30日付け「ララ救援物資受領並配分に関する連合軍最高司令官総司令部の日本帝国政府に対する覚書」(SCAPIN1169)、およびこれに対する日本政府の回答としての同年9月20日付け「ララ救援物資受領及配分に関する一般計画の件」を基礎として、すなわちGHQの強い統制下で、ララは本格的活動を開始したのであった。ただし、GHQによる統制は、1949年10月20日付けGHQの日本政府宛「ララ救援物資の受領並配分に関する覚書」(SCAPIN2054)によって、1950年4月1日以降大幅に緩和された⁽⁴⁾。

(3) 駐日ララの活動

日本においてララが活動したのは1946年6月から1952年6月まで、占領下の6年間であった。

駐日ララ代表の3人、マキロップ神父(Michael J. McKillop カソリック戦時救済奉仕団を代表)・ローズ女史(Esther B. Rhoads アメリカ・フレンズ奉仕団を代表)・バット博士(George E. Bott 教会世界奉仕団を代表)が主として活動を担った。活動の中心は、GHQおよび日本政府との関係を調整しつつ、厚生省の諮問機関として、換言すれば一応政府の外に設置した「ララ救援物資中央委員会」をララの精神に沿って円滑に運営していくことであった。そのためには、ララ加盟団体とアメリカ国民への報告や依頼、あるいは救援物資出荷などの実務的連絡、またいかなる物資を取り寄せるべきかの調査と計画など、多岐にわたったと考えられる⁽⁵⁾。

(4) 提供救援物資の量と種類

このララを通じて日本の人びとに寄贈された食糧その他の生活必需品が、ララ救援物資、あるいはララ物資と呼ばれてきたものである。

待望の輸送第1船ハワード・スタンズベリー号が横浜港に入ったのは1946年11月30日午後2時のこと、徹夜で陸揚げされたという⁽⁶⁾。入港前日の新聞の予告では、積荷の内容は「ミルク、米の粉、パタ、ジャム、缶詰、衣服、靴類四百五十トンでこのうち米の粉六十トンは在米日本人からの贈り物である」⁽⁷⁾のとのことであった。これを皮切りとして1952年6月までの約5年半の間に、合計重量3300万ポンド余の物資と山羊・乳牛が届けられた。3300万ポンド余の内訳を大まかに言

(4) 多々良紀夫『救援物資は太平洋をこえて』保健福祉広報協会、1999年、ⅢおよびⅦを参照した。

(5) 同前Ⅲを参照した。

(6) 『読売新聞』1946年12月1日。救援物資積載量については「三百五十トン」と記載。

(7) 『朝日新聞』1946年11月30日。なお、ララの積載・出荷責任者の記録では、食品を主にビタミン剤、衣類そして靴の13品目・69万3482ポンド(約315トン)であったという。多々良紀夫『救援物資は太平洋をこえて』保健福祉広報協会、1999年、37-38頁および210頁。

えば、食糧75.3%、衣料19.7%、医薬品0.5%、その他4.4%となる⁽⁸⁾。食糧が圧倒的に多く、これと衣料とで95.0%を占めた。生存にもっとも不可欠のものが届けられたことが分かる。また、医薬品は重量比率で見るとわずかであるが、食糧や衣料に劣らず、場合によってはそれら以上に必要なものであったと思われる。できるだけ具体的品目を列挙してみると次のようである⁽⁹⁾。

[食糧]

米、麦（大麦、小麦）、米粉、小麦粉、大豆、大豆粉、小豆、赤豆、黒豆、ピントウ豆、ピーナツ、ベーキングパウダー、オートミール、乾豆、セルピン
その他数種離乳食、各種幼児食缶詰、マカロニ、ソーメン、乾ウドン、干ソバ、乾燥野菜、野菜缶詰、各種肉缶詰、干肉、コーンビーフ、塩鮭、その他干魚類、干昆布、バター、ラード、ヘット、マーガリン、その他食用油類、ホールミルク、スキムミルク、その他ミルク類、乾燥鶏卵、砂糖、塩、醤油、味噌、ソース、スープ、ゼンザイ、各種シロップ、キャンデー、チョコレート、ビスケット、その他各種菓子類、カマボコ、干ブドウその他乾燥果物類等、食料詰合せ小包

[衣料]

男子用——オーバー、上衣、ズボン、スーツ、下着

婦人用——オーバー、上衣、スカート、スーツ、下着

男児用——オーバー、上衣、ズボン、下着

女児用——オーバー、上衣、スカート、下着

その他原綿、原反（純毛・綿製品其の他）、軍用被服、防寒服等、布団綿、毛布

[医薬品]

サントニン（回虫駆除薬）、ストレプトマイシン（抗結核薬）、ペニシリン（細菌性疾患に有効な抗生物質）、ズルフォン剤（急性炎症に有効）、ビタミン剤、救急薬、医療器具類其の他

[その他雑品]

裁縫道具、裁縫材料、裁縫糸、ボタン、ゴム紐、テープ、油布、ボタン穴組紐、糸、物干し用ピン、クリスマス用品、ガールスカウト小包、贈物の小包、箱入りの贈物、ピースフォワピース、玩具、クリスマスの小包、靴、書籍、雑誌、文房具、ポマード、タイプライタ用紙、化粧品、レターペーパー、塵紙、台所用品、庭園用具、釘、練菌磨、安全カミソリ、各種石けん類、哺

(8) 加藤恭亮編『ララ記念誌』全国社会福祉協議会、1996年（元の出版事項は厚生省編・刊、1952年）、73-74頁の「ララ救援物資月別受入表」参照。同表によると、1946年11月の受入は「食糧」のみ21万1085ポンドとなっている。ちなみに、3300万ポンド余の救援物資は458隻の船で日本に運ばれたが、これは当時の金額で約1100万ドルに相当したという。多々良紀夫『救援物資は太平洋をこえて』保健福祉広報協会、1999年、182頁。

(9) 加藤恭亮編『ララ記念誌』全国社会福祉協議会、1996年（元の出版事項は厚生省編・刊、1952年）67-68頁、厚生省社会局編『ララ救援物資について』1950年、1-3頁および7頁より。

乳用ビン、眼鏡、アセシラズ、手押ポンプ、噴霧器、マニラ麻縄、雑嚢、ハンドバッグ、各種靴類、各種煙草、ゴム製敷物、帽子、パラシュート、各種帽子、各種々子、ミシン、自転車、野球用具、学生児童のための組合せ品、スリッパー其の他

[外に]

山羊（ザーネン、ヌビアン、アルパイン、トツゲンの各種）2036頭、乳牛45頭

2——救援物資の配分

(1) 配分計画

配分計画の前提になるのは、対日救援物資についてのララの基本的考え方である。それは終始一貫していたが、これを端的に表現すれば次のようになる。すなわち「アジア救済公認団体の救援物資はすべて日本の復興に供するため国籍、宗教、人種又は政治的信念によって区別することなく必要に応じ真に救済を必要とするものに対し公平、有効、迅速かつ適切に無償配分するもの」であり、「日本政府は消費する団体又は個人に代わってこれ（救援物資—筆者）を受領する」というものであった⁽¹⁰⁾。したがって、配分はこの考え方に沿ってすべきということであった。「公平」「効果的」「迅速」がララ救援物資配分の「三大モットー」であったと言われている⁽¹¹⁾。

配分計画の骨子は、先に触れた1946年8月30日付け「ララ救援物資受領並配分に関する連合軍最高司令官総司令部の日本帝国政府に対する覚書」（SCAPIN1169）に対する同年9月20日付け日本政府回答「ララ救援物資について」の別紙「ララ救援物資受領及配分に関する一般計画の件」に示されている。多少長くなるが以下に全文を記す。

ララ救援物資受領及配分に関する一般計画の件⁽¹²⁾

A 計量に関する計画

- 1 在横浜8軍の手によって封印された物資を、厚生省代表は受領の上、受領証をララ代表に手渡す。
- 2 日本政府は、倉庫保管の物資・厚生省より地方に輸送された物資および消費団体の受領した物資の物品目録を保管す。
- 3 日本政府は倉庫責任者・地方長官および消費団体長より提出の受領証を厚生省をして整理保管せしめ、随時総司令部およびララの閲覧に供す。

(10) 厚生省社会局編・刊『ララ救援物資について』、1950年、4頁。

(11) 加藤恭亮編『ララ記念誌』全国社会福祉協議会、1996年（元の出版事項は厚生省編・刊、1952年）、67頁。

(12) 厚生省社会局編・刊『社会局50年』、1970年、314—315頁。

4 日本政府は埠頭および倉庫において受領した物品・地方に輸送した物品および消費団体の受領した物品の経理簿を保管す。

B 保管に関する計画

倉庫は横浜市内にある三井物産株式会社のもを確保した。東京向けの大量物資の保管用倉庫は東京都内で之を確保し、地方において倉庫を必要とする場合は、厚生省は各都道府県を通じて之を確保し得る見込み十分である。

C 配分に関する計画

1 配分は国籍・宗教宗派・政党政派に捉われず必要性を基準として公平に行ない、扶養者なき乳幼児および児童・戦災者・引揚者等を収容する公私の社会事業施設その他承認を俟って今後計画すべき対象者に対して、配分するものとする。

2 輸送は運輸省及び民間輸送会社に依頼する。

3 運輸省は、厚生省の求めに応じて、東京及び横浜以外の地区に急速輸送を行なうため、貨車の優先配車をなすものとする。

4 各地区に於ける消費団体迄の輸送は、トラックその他を使用す。

D 警備に関する計画

鉄道警備員が、物資の貨車荷役中及び鉄道輸送中の監視に任ず。

倉庫保管中及びトラック運搬中は、十分なる警備を行なう。物資の詐取・盗難・不法消費に対しては、終始万全を期するよう努力す。

上記の文章を一読して分かることは、受領自体は言うに及ばず、受領後は各消費団体に手渡すまでの安全保障・輸送・割り当ておよび配分に関するまで、日本政府が全責任を負うことを明瞭にしたということである。日本政府が負う責任は総司令部およびララに対するものではある。しかし、救援物資を受給する各人にとっても受給の道筋が示されたことになる。

(2) 配分の概要

配分方針は「ララ救援物資中央委員会」が審議して決定をした。実際の配分の概要については、分かりやすくまとめられているものがあるので、これを引用することで説明に代える。

「戦争被害者の数にもとづいて、日本の都道府県は、『グループA』から『グループD』まで四つの『配分グループ』に分けられた。グループAには、戦争でもっとも多く災害者を出した都道府県が含まれていた。これとは反対に、グループDは、戦争の被害がもっとも少なかった県であった。四つの配分グループの内訳は、以下のとおりであった。

・グループA…東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島

県、長崎県。

- ・グループB…北海道、茨城県、三重県、新潟県、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、岡山県、福岡県、鹿児島県。
- ・グループC…青森県、福島県、長野県、群馬県、山梨県、岐阜県、滋賀県、富山県、石川県、福井県、和歌山県、熊本県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、山口県。
- ・グループD…岩手県、秋田県、山形県、奈良県、島根県、鳥取県、大分県、佐賀県、宮崎県。

記録によると、ララ救援物資の一番最初のわりあては、グループAの都府県にある福祉施設のなかから選ばれた486施設が受領したことになっている。これらの施設には、合計55万7460ポンドの食料品の配分が行なわれた昭和21年（1946年）12月当時、約5万人が収容されていた。

第2回目のわりあては、昭和22年（1947年）1月および2月につきのように配分された。

- (1)グループA都府県内の約500の施設に、古着が配られた。
- (2)救援物資は、和歌山、高知、徳島の各県への『地震災害者救済プログラム』のために使用された。
- (3)約100トンの食品が、東京都、神奈川、千葉両県における『学校給食』のために輸送された。

第3回目のわりあては、昭和22年（1947年）3月から4月にかけて配分されたが、グループB道県内の242施設に収容されていた約2万6000人の幼児、子ども、結核患者などが総計23万ポンドの食品を受領した。さらに、グループC県内の253施設の約2万人も合計160万ポンドの食品を受け取った。グループA都府県内の276施設の約1万7000人には、第2回目の食品配分が行なわれた。

このような方法が繰り返されて、ララ救援物資の配分が進展したのだが、グループD県内の施設が最初の配分を受けたのは、昭和22年（1947年）5月になってからであった。

（中略）

さらにララ救援物資は、このような施設だけでなく、一般の困窮者にも配分されるようになった。『一般生活困窮者』『在宅結核療養者』などがその典型的な『例』であったが、物資は、やがて、『学校給食』にも使われることになった。

さらに、ララ救援物資の配分範囲が広がって、『引き揚げ者』『戦災者』『未亡人』『開拓者』『夜間学校学生』なども含まれるようになった⁽¹³⁾。

(13) 多々良紀夫『救援物資は太平洋をこえて』保健福祉広報協会、1999年、170-172頁。配分の概要が要領よくまとめられている。この箇所については資料・出典が明示されていないのが惜まれる。

(3) 町村における配分の一事例

配分の開始から終了までの間に、消費する団体又は個人に代わって日本政府が受領した救援物資の総重量は3347万7122ポンド、配分対象都道府県数は沖縄を除く46都道府県、配分対象施設数6万8057、配分対象人員1471万6085人⁽¹⁴⁾。配分対象施設数と配分対象人員は、年度別集計の合計であるから、延べ数と推測されるが、これが厚生省がまとめたララによる救援の規模である。ただ、この救援が「必要に応じ真に救済を必要とするものに対し公平、有効、迅速かつ適切に」行なわれたかどうかは、配分の最終段階のところで、すなわち受給者にもっとも近いところで検証されるべきである。また、社会事業施設外の一般人に対する配分は「取扱責任者の関係その他でかなり厄介な点が多い」⁽¹⁵⁾とすれば、町村レベルでの一般人への配分の実態を知ることが必要であろう。

そこで、Ⅱの2)ではグループCに分類されている山口県下のある町の事例を見てみることにする。史料は、当時の町役場で作成・保管された『ララ救済物資配給綴』、そこに綴られた8点の文書である。

1950(昭和25)年4月8日のことである。町長宛にこの町を管轄する〇〇地方事務所長から、4月7日付けの一通の文書が届いた。

ララ救援物資(衣料)の被保護婦人世帯に対する特別配分について
先に貴管下の被保護婦人世帯の調査に基き
今般標記ララ物資(衣料)を特別配分することになったから
左記事項御留意の上取扱を特に迅速、确实、且
慎重にいやしくも不正配分、横流し盗難等目的外
消耗の絶無を期しララの好意に報ゆるよう取り計らわたい

記

- 一、配分日時 四月十三日午前九時より
警察官立会の上開封点検配分開始
- 二、場所 〇〇地方事務所会議室
- 三、配分要綱及数量 当日指示する
- 四、受領出席者 各町村吏員二名以上印鑑携行出席せられたきこと
備考 今回配分衣料は一世帯五点以上の見込相当
多量にあるに付入物等持参二名以上出席を希望する

以上が4月7日付け文書の全文である。実は、この文書より1日前の日付けで、

(14) 加藤恭亮編『ララ記念誌』全国社会福祉協議会、1996年(元の出版事項は厚生省編・刊、1952年)、73-74、83-86頁。

(15) 加藤恭亮編『ララ記念誌』全国社会福祉協議会、1996年(元の出版事項は厚生省編・刊、1952年)、103頁。

同じく町長宛にこの町を管轄する〇〇地方事務所長からの文書「ララ救援物資(衣料)の被保護婦人世帯に対する特別配分について」が発送されていた。これがこの度の配分に関する第1報であったが、どういう事情か、町役場が受け取ったのは4月14日になってからであった。しかし、配分の行なわれる13日には、町役場から社会係長および係員外2人が無事出席、物資180点を受け取ることができた。当日は、「日本の生活困窮者へアメリカからララ物資」と題した配分要綱、そして〇〇地方事務所管轄9町村への配分品目・数量を一覧にした「ララ物資配分表」も配付された。

ララ物資180点受領の翌日に受け取ることになってしまったが、この度の配分に関する第1報4月6日付けの文書には、町内での配分に関する指示が7項目にわたって明記されていた。その7項目とは、支給対象、支給方法、受領書の作成・送付および保管、受領世帯に対する感謝状の作成督励、対象世帯への引き渡しまでの保管・警備、配分完了報告の書式、配分台帳の整備についてであった。これらは、詳細かつ具体的であったと言ってよい。たとえば、支給方法の項には「衣料支給に当ってはリーフレットその他により、ララの趣旨及使用上の必要な事項を周知せしめ、単なる割当抽せんによることなく、民生委員協議会の意見をも徴し、幼児には幼児用服、女兒には女兒用の衣料を支給するよう、なるべく実際に適合する衣料を支給すること。」などと見える。また、感謝状の項には「各世帯より必ず一通は差し出すよう督励されたい。尚寄贈者の住所、氏名が明記してあるものについては個人宛直接発送するよう指導すること。(内容は和文でよい)」という具合であった。一連の記録の残存状況からすると、このような〇〇地方事務所すなわち県の指示に従って、町は配分を実施したと察せられる。

町は、21日に民生委員を招集した。町内での配分に関して意見を聴取した上で配分対象者を決定し、「関係配分対象者は四月二十二日(土)午前十時町会議事堂へ印章持参の上受領するように」との伝達を民生委員に依頼した。予定通り4月22日には配分を完了、32世帯(世帯人員137人)が数量180点(1世帯平均5.6点)を受領した。具体的品目は、レインコート・マフラー・ブラジャー・靴下・ブラウス・肌着・シミーズ・ズボン・スカート・ワンピース・ズロース・上衣・ハンカチ・ガウン・その他・エプロン・婦人ズボンであった。32世帯は残らず、品名・点数・受領の年月日・住所氏名を記入のうえ押印した町長宛受領書を提出したのであった。町は、32通の受領書は保管、また、〇〇地方事務所長へは「被保護婦人世帯に対する衣料配分報告書」「ララ物資配分表」を添えて配分完了報告をした。完了報告が発送されたのは5月30日である。

この町で1950(昭和25)年4月に行なわれた配分は、以上で見る限り、横流しや盗難といった問題はなかったようである。手続きも記録作成も「ララ救援物資中央委員会」の指示通りに実施されたことが確認できる。また、配分完了報告発送までにはやや時間がかかっているが、配分自体は「迅速」であったといつてよ

い。しかし、「公平」「効果的」であったかどうかを判断するには、さらに史料の分析が必要である。

——おわりに

講義準備ノートとしても不十分なままで終えてしまった。とくに、最後の町村における配分の一事例の箇所は分析に至っていない。また、救援物資の受給者までの配分経路、引取・運搬・倉入れなどの実務に関することに触れていないのが気がかりであるが、実際の授業までに補充することを期す。

ところで、今から50年余り前、「正に干天に慈雨」「日本の社会事業史に於て特筆大書すべき事業だと思います」⁽¹⁶⁾と言われたララであった。しかし、50年後の今、日本の社会事業史上に位置づけることができるほどには、研究は進展していないように思われる⁽¹⁷⁾。特筆大書すべきかどうかはもうしばらくおいておこう。戦後の生活再建の観点からはまず、日本におけるララの活動の実際、わけても救援物資の配分と受給の実態を分析することが必要であることが分かった。史料は、旧厚生省をはじめ、各地・各所に残存している可能性は高い。

[おく すまこ]

(16) 厚生省社会局編・刊『社会局参拾年』、1950年、107—108頁。

(17) 「この制度に関する研究はほとんどない。今日までに公刊されたものは日本政府の記録だけである」(TshioTatara著、菅沼隆・古川孝順訳『占領期の福祉改革』簡井書房、1997年、154—155頁)と言われた状況は、現在に至っても大きくは変わっていないようである。